

第八章 帯広工業団地鉄道専用線の敷設

帯広市は、工業団地造成の進捗に伴う企業の入居状況の好転と、国鉄貨物駅の開業日程の早期実現に合せて、関係企業の経営の円滑化を図るため、次の基本計画を策定し、受益者と相協力しながら、早期実現に向けて前進するための方針を明らかにした。(昭和四二年)

これ以西、西一二号―西二五号間については、第二次計画として当面は未計画である。

2、敷設費用の概算

一、帯広工業団地における

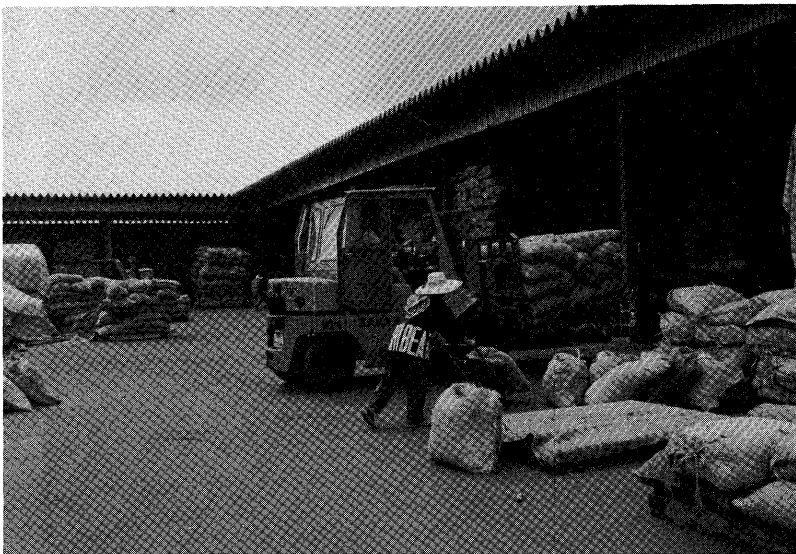
鉄道専用線敷設に関する基本計画

第一 経過と計画の必要性

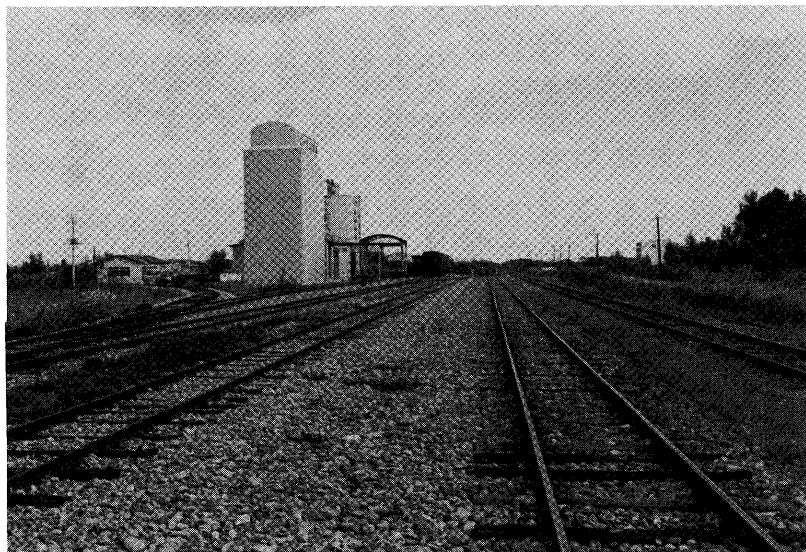
帯広工業団地における鉄道専用線敷設については、当市総合計画のなかで、工業団地内に発生する鉄道扱い貨物輸送の幹線路として、昭和四五年より造成するよう計画しているところであるが、国鉄貨物駅の工業団地移転が早まり、昭和四三年一〇月には開業の予定であるところから、明四四年には専用線利用企業の入居が活発化する見通にあり、現在これに対応する市の基本的態度を定め、当施設の整備を促進することが急務となっている。

1、敷設の規模と範囲

第一次計画として、西帯広貨物駅分岐より、西一二号手前(ホクサン用地東端)までの間につき、幹線一本、二〇〇米、仕分線二本、四五〇米、企業引込線八本、一、二〇〇米、合計二、八五〇米の路線敷設を行なう。



雑穀の輸送前の多忙な仕分け作業 (株)丸勝



西帯広鉄道専用線軌道敷設

昭和44年 3月10日

前項の規模で敷設する場合、別紙資料に示すとおり、幹線施設六〇、九五〇千円、企業引込線関係二四、三〇四千円、設計委託料三、二〇〇千円、合計八八、四五四千円の費用を要する。
(鉄道専用線相談所概算見積りによる。)

3、造成主体と所有区分

(1) 企業引込線関係

各利用企業が敷設し、各企業の所有とする。
幹線関係施設

(2) 利用企業よりなる協同組合を結成し、共同施設として造成する。
4、幹線施設の資金調達

幹線関係施設は、協同組合自己資金及び帯広市、帯広市産業開発公社の助成により行なう。

協同組合自己資金としては、各企業用地前にかかる幹線路線について、各企業が一〇、〇〇〇円/mの割で出資する出資金によりまかなう。

5、帯広市及び産業開発公社の助成

幹線関係施設の造成については、総工費六〇、九五〇千円のうち、協同組合負担七、九五〇千円を除く、五三、〇〇〇千円については帯広市及び産業開発公社が助成する。

(1) 産業開発公社の助成

橋りょう二五、〇〇〇千円及びこれに附する路線、土工関係一、五〇〇千円、合計二六、五〇〇千円の施設造成を行ない、これを協同組合に無償貸付する。

また、当初専用線用地として確保している用地(国鉄根室本線沿い、巾員一八米、総面積五、六七〇坪)を専用線敷設用地として市に寄附する。

(2) 帯広市の助成

幹線関係造成費六〇、九五〇千円のうち協同組合出資金及び開発公社造成分を除く、二六、五〇〇千円については、帯広市が共同施設々置資金として長期無利息貸付を行なう(中小企業振興条例)

(3) 用地の貸付

開発公社より寄附を受けた用地を専用線敷設用地として協同組合に対し無償貸付をする。

以上を基本とし、これに付随する「専用線施設の概算」「利用予定企業概況」「年次別専用線取扱貨物量」等を作成し、受益者と協議を進めることとした。

しかし、これに先立って受益者たちも、専用線の設置を具体化するた

め「帯広工業団地専用線施設協議会」(会長小林信治氏)を設け、

イ、専用線施設の建設計画、資金計画の検討

ロ、専用線施設の運用計画の検討

ハ、専用線施設に関する関係機関との連絡折衝

等について進めてきた経過もあり、市との協議を進める上でプラス材料となったが、両者の間には、基本的には専用線の必要性を総論として認めながら各論の差異を埋めることができず、受益者は、これら問題を先送りして協同組合の設立に踏み切った。

第二 帯広専用線利用協同組合の設立

昭和四三年二月一二日、帯広専用線利用協同組合創立総会を次の設立趣意書により設立することを決定し、必要議案の審議に入り、何れも原案どおり承認され、市の専用線施設計画の最終決定をまたず設立された。

1、設立趣意書

(1) 設立の目的

本組合は、組合員の相互扶助の精神にもとづき、現在帯広市が実施中の工業団地建設とあわせて鉄道専用線を敷設し、また組合員のために必要な共同事業を行ない、組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上をはかることを目的とする。

(2) 組織及び事業概要

イ、名 称 帯広専用線利用協同組合

ロ、地 区 帯広市の区域

ハ、事 務 所 帯広市に置く

ニ、組合員となる資格

次の要件を備えたものとする。

① 製造業、卸売業、道路貨物運送業及び倉庫業を行なう事業者であること

② 帯広工業団地鉄道専用線を利用する事業であること

③ 組合の地区内に事業場を有すること

ホ、出資総額 八〇〇万円

ヘ、出資一口の金額 一〇万円(一社一〇〇万円)

ト、出資払込の方法 全額一時に払込むものとする。

チ、事業計画の概要

① 組合の貨物の取扱いに必要な鉄道専用線の敷設

② 鉄道専用線の維持管理ならびに運営

③ 組合員の事業に関する知識の普及及び情報の提供

④ 組合員の事業に関する協定

⑤ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

⑥ 上記各号に掲げる事業に附帯する事業

⑦ 賦課金の賦課徴収の方法

必要に応じ賦課金を課する

⑧ 役員の数 理事 名以上 名以内(全員理事とする)

監事 名または 名

⑨ 役員の任期 二年 ただし初年度の任期は一年以内とする

敷設費用の調達 自己調達必要額 一、七〇〇万円

うち出資金 九〇〇万円

このほか、初年度及び次年度事業計画ならびに収支予算案をそれぞれ議決したが、これの実現については、なお市、公社との話し合いによる煮詰めが必要とする部分があり、組合側と最終案の決定までに、しばしば夜を徹することもあった。

市、公社は、話し合いの結果を、次のように策定し、産業経済委員会、国鉄整備特別委員会の承認を得て、国鉄当局との折衝に入った。

(4) 工業団地内に於ける鉄道専用線利用予定企業概況

利用予定企業の概況

企 業 名	所 在 地	代表者氏名	専用線の必要度	工場建設年次	専用線利用開始年	備 考
川西農業協	帯広市川西町	真鍋義秀	是非必要	昭和42	昭和43	
富士セメント(株)	室蘭市仲町64	林 恭	〃	47	48	
富士製鉄(株)	〃 仲町	永野重雄	場合によっては なくともよい	45	45	
東部農産物移出協	帯広市西1条南12丁目16	管野忠	是非必要	43	43	
大丸倉庫(株)	〃 東1条南14丁目1	小林信治	〃	43	44	
帯広通運(株)	〃 大通り南13丁目	小林信治	〃	43	43	
日本通運(株)帯広支店	〃 西1条南11丁目	石黒清三	〃	43	43	
管野建材(株)	〃 西2条南7丁目6	野沢武司	〃	43	43	
菱雄石炭販売(株)	〃 西1条南12丁目1	荒井千秋	〃	43	43	

(5) 年次別専用線扱い貨物量

	昭和41年(実績) トン			昭和43年(予定) トン			昭和45年(予定) トン			昭和48年(予定) トン		
	到着	発送	計	到着	発送	計	到着	発送	計	到着	発送	計
川西農業協	14,300	8,560	22,860	0	10,702	10,702	14,300	12,550	26,850	14,300	15,000	29,300
富士セメント(株)	0	0	0	—	—	—	—	—	—	25,000	0	25,000
富士製鉄(株)	0	0	0	—	—	—	(25,400)	(0)	(25,400)	(30,000)	(0)	(30,000)
東部農産物移出協	500	40,000	40,500	600	50,000	50,600	700	50,000	50,700	900	50,000	50,900
大丸倉庫(株)	37,638	2,200	39,838	—	—	—	38,350	2,100	40,450	22,350	2,100	24,450
帯広通運(株)	—	—	—	※1,000	※1,000	※2,000	※15,000	※15,000	※30,000	※20,000	※20,000	※40,000
日本通運(株)帯広支店	—	—	—	※1,000	※1,000	※2,000	※15,000	※15,000	※30,000	※20,000	※20,000	※40,000
管野建材(株)	—	—	—	35,000	0	35,000	38,523	1,620	40,143	40,000	2,000	42,000
菱雄石炭販売(株)	—	—	—	660	0	660	1,800	0	1,800	2,200	0	2,200
合 計	52,438	50,760	103,198	38,260	62,702	100,962	123,673	96,270	219,943	144,750	109,100	253,850

注 富士製鉄(株)の数値は合計欄に加算していない。 ※印は推定値

(6) 帯広工業団地鉄道専用側線施設概要

施 設	単 位	単 価 (円)	幹 線 関 係 施 設		企 業 引 込 線 施 設		合 計	
			数 量	金 額(千円)	数 量	金 額(千円)	数 量	金 額(千円)
軌 道 新 設 費	m	10,000	(450+1,200) 1,650	16,500	1,200	12,000	2,850	28,500
附 分 岐 器	組	550,000	3	1,650	8	4,400	11	6,050
車 止 新 設	基	30,000	2	60	8	240	10	300
踏 切 道 敷 板 取 付	カ 所	200,000	1	200	—	—	1	200
軌道関係費分諸経費	上記費用の10%		—	1,841	—	1,664	—	3,505
盛 土 費	m ²	600	(300+1400) 17,000	10,200	10,000	6,000	27,000	16,200
橋 り ょ う 新 設	カ 所	25,000,000	1	25,000	—	—	1	25,000
保 安 施 設	式	3,000,000	1	3,000	—	—	1	3,000
電 力 施 設	式	2,500,000	1	2,500	—	—	1	2,500
小 計	—	—	—	60,951	—	24,304	—	85,255
設 計 委 託 料	総工費の37%							3,200
合 計								88,455

※ 鉄道専用線相談所の仮見積による。

第三 専用線敷設に必要な手続並びに契約

国鉄専用線敷設については、国鉄貨達第八号により「貨物営業管理規程（昭和四二年三月総裁達第五一号）第一〇条の規定に基づき、専用線基準規定を次のように定めるとして、厳密な処理が求められているため、市、公社として、これが規定により次の順序により作業を進めた。

専用線建設予約申込書―①分岐点②申込者の事業内容③予約したい理由④年間貨物発着予想数量⑤その他必要事項、専用線建設予約書―
 鉄道専用線相談所（設計依頼）―見積の内容、西帯広貨物駅分岐専用線新設に伴う測量設計及び国鉄申請手続、その他専用線完成までの一切の手続―設計見積箇所、その他―用地帯広工業団地内、西一〇号―西一二号、根室本線北側沿一八米巾（一〇号以东一部国鉄用地使用、一二号接近一部巾縮少）―専用線延長二三七六m―敷設申請人 帯広市産業開発公社、理事長吉村博―専用線契約申込書―①分岐駅②事業者の事業内容③年間貨物発着予想数量（年度別、運輸機関別、月別、品名別、発着駅別又は方向）④測量及び設計の施行予定者⑤敷設工事施行予定者⑥その他必要な事項―専用線契約書―昭和四三年七月一六日、甲、財団法人帯広市産業開発公社 吉村博と、乙、日本国有鉄道釧路鉄道管理局長 清川恭助との間で大要次の契約を締結した。

「主文」

※ 帯広駅分岐、帯広市産業開発公社専用線の敷設、保守及びこの専用線を利用して国鉄と専用線契約又は専用線第三者利用契約を締結する者（利用者）の貨物取扱等に関し、甲、乙の間で、次の条項により契約を締結する。

第一章 敷設及保守

- 1 位置及び設計（図面のとおりとする）
- 2 工事の費用の負担及び施行方法（図面の色別により負担区分を決定してある。）

3 工事請負人 甲の施行する工事を第三者に請け負わせるときは、

その請負契約書において、請負人は国鉄の監督に従う旨を約定するものとし、軌道及び橋梁の工事請負人は国鉄の工事請負資格確認書を有するものとする。

ちなみに、前項による（国鉄の指定業者）工事請負者は次のとおり、専用線軌道工事は、北海道軌道施設工業㈱帯広出張所
 土工事は佐藤工業㈱
 橋梁工事は宮坂建設工業㈱

4 工事概算金 国鉄へ納入

5 工事資材 乙が甲に売却する資材は別表のとおりとし、代金は乙の指示するところにより支払うものとする。

古レール、ガ－グ等

6 用地 乙は、甲に専用線の用に供するため、国鉄の管理する用地のうち、別紙図面に示す二、二九八米を無償で使用させるものとする。

7 甲は、国鉄に別紙図面で示す用地一〇、一六三米を無償で使用させるものとする。

8 工事の着手及び終了の届出等甲は、専用線敷設工事の契約成立の日から三ヶ月以内に着手、着手から三ヶ月以内に竣工させるものとする。

9 竣工検査 乙は、甲の施行する専用線敷設工事が終了したときは竣工検査（踏固試運転を含む）を行なうものとする。

10 保守

(1) 甲は、専用線施設（専用線の土工、路盤施設、軌道、橋りょう、電気保安設備、踏切設備をいう）の保守の義務を負う。

(2) 国鉄は保守状況を監督、甲は国鉄の指示に従わなければならない。

(3) 甲は、専用線の除雪を行うものとする。

(4) 乙は、甲から専用線の除雪の委託の申出がある場合は、これに応ずることができる。

第二章 貨物の取扱

i 第三者の利用等

(1) 甲は、第三者が乙との間に甲の専用線から分岐する専用線に関する契約を締結しようとする場合は、甲の利用又は業務の支障のない限り、これを承諾するものとする。

(ここでいう第三者とは、専用線を利用する者―専用利用協組の組合員をいい、これら各社は釧鉄局に対し「専用線利用契約書」を規程で定める必要書類を添付し、その許可を得て、工事契約を行ない、施設の設定を行なう者をいう。)

4 国鉄の使用 甲は、この専用線を国鉄が使用するときは、甲の利用に支障を及ぼさない限り、これを承諾するものとする。

5 入換作業 この専用線の貨車入換え及びこれに附帯する作業は、昭和四四年九月三〇日まで乙が行なうものとする。

6 専用線の料金 甲は、公租公課を国鉄に支払うものとする。

(この場合、公社は国鉄に支払い、国鉄は、市に支払う) 以下 略

本契約の締結にあたり、当公社の責任の分担は専用線敷設までであり、その後の保守、貨車の入換作業、除雪等については帯広鉄道専用線利用協同組合(現在設立準備中)において行うことに、公社と協同組合で了解済である旨を理由に、釧鉄局と協同組合との間で締結するように要請し、これにより契約を締結した。

1、公社と専用線利用協同組合との使用契約の締結

公社と専用線工事請負契約に基づく敷設工事は八月七日に始まり、一月十日竣工し、試運転も関係者立合いのもとに終了し、使用開始の運びとなったので、公社と協同組合間で、次による使用契約書を締結した。

帯広公共専用線使用契約書

財団法人帯広市産業開発公社(以下「甲」という。)と帯広鉄道専用線利用協同組合(以下「乙」という。)との間において、帯広工業団地

に、甲が敷設する専用線の利用に関し、下記の通り契約を締結する。

記

第一条 甲は乙に対し、専用線の保守、管理運営を委託しこれを乙に使用せしむるものとする。

第二条 乙の組合員が、専用線を使用した場合、専用線の保守、管理運営に要する費用の一切は、乙の負担とする。但し災害等によるもので、甲が乙の負担とすることが適当でないと認められた場合は、この限りでない。

2 昭和四三年一月一日より昭和四六年三月三十一日までの期間、

甲は乙に対して使用料を徴収しないほか、一年間の保線費が、同期間の取扱貨物一屯につき八円を超えた分については、甲が負担するものとする。

3 前項に定める保線費は、路線、関連施設の補修費及び照明、除雪関係の費用をいう。

4 二項に定める取扱貨物一屯当り保線費の算出期間は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第三条 業務執行中の事故等により、公共施設又は第三者に損害を与えたときは乙は乙の責任において賠償等必要な措置をするものとする。

第四条 甲の敷設する専用線より分岐して、専用線を敷設しようとするときは、国鉄専用線基準規程により、組合員個々に甲の承諾書を必要とするところであるが、新規に加入する組合員についても同様とし、乙は新規加入に対し、その取扱いについて公平に措置するものとする。

第五条 乙は、保守及び入換作業等について別途国鉄と契約を締結することを、甲乙はあらかじめ合意する。

第六条 乙は専用線に係る料金を、国鉄の指示に従い支払うことを甲、乙、あらかじめ合意する。

第七条 この契約の期間は契約締結の日から、昭和四六年三月三十一日

までとする。

第八条 将来甲が公共専用線を帯広市に移管するときは、専用線の使用料、その他についてあらかじめ別途協議するものとする。

第九条 この契約に定めのない事項は、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙、記名押印の上各一通を保有する。

昭和四三年一月一日

帯広市西五条西八丁目一番地
甲 財団法人帯広市産業開発公社

理事長 吉村 博

帯広市西一条南一二丁目一六番地
乙 帯広鉄道専用線利用協同組合

理事長 菅岡 忠

なお、本契約に規定する有効期間完了時、すなわち昭和四六年より適用されることになる再契約について、主として「使用料」について年次別負担額を加え、この期間を昭和四六年四月一日から昭和四九年三月三十一日とすることで再契約を締結した。

2、第二専用線の敷設

昭和四六年以降「専用線敷設並びに分岐承諾願」が、共同石油㈱、日本石油㈱、㈱丸勝より出願、また、芽室町より同町工業団地造成にあたり、鉄道専用側線が必要となったので、当社専用線終点から市道一五号を横断、芽室町工業団地へ直線分岐線延長四四八・五米を敷設したいと承諾願が提出された。公社は前記各社に対して承諾し、各社は国鉄の「専用線基準規程」に基づく所定の手続きを経て、完工した。